

提出していただいた意見とそれに対する市の考え

<第3次豊明市都市計画マスタープラン(案)

>

| NO. | 意見等の概要 | 件数 | 豊明市の考え・対応 |
|-----|--|----|--|
| 1 | 市街化調整区域の土地利用の方針の中で、二村山緑地周辺から勅使池にかけて広がる樹林地及び湿地は保全を図るとあるが、主な施策・事業に大狭間湿地及び周辺の樹林地の保全策が書かれていないように思える。また、土地利用方針図において該当地は住居系土地利用検討地区ではなく、樹林地等に位置づけるべきである。 | 1 | ご指摘いただいた地区に関しては、主な施策・事業の中で「現行の法規制等に基づき、保全や適切な維持管理を図る」としています。二村山緑地については、都市緑地として「整備を段階的に進める」、大狭間湿地については、環境保全・景観形成の方針において「文化財としての保護を進める」としています。また、大狭間湿地周辺の樹林地については、かつて土地区画整理事業を検討した経緯があり、現状のままでは保全につながらないことから、本計画では「住居系土地利用検討地区」の位置づけにして、「貴重な自然環境等に配慮した住宅地の形成」を検討する中で、しっかり保全を図っていきたく考えます。 |
| 2 | 豊明市沓掛町北部及び県道57号沿いにおいては土地開発を急ぐべきだと思います。市街化区域に編入し、商業地及び住宅地として活用することによって、街も活性化し税収も増加するなど、豊明市の発展に大きく貢献すると思います。 | 1 | いただいたご意見は重要なことと認識しており、本計画においても沓掛町北部や県道57号線沿道の一部を「産業系土地利用検討地区」、「住居系土地利用検討地区」として位置づけ、新たな産業用地や住宅地の形成を図ることとしています。また、これら新たな市街地の形成にあたっては、「市街化区域への編入を検討」することとしています。 |
| 3 | 藤田保健衛生大学病院周辺における様々な交流が育まれる拠点の形成に向けて、 (1)デザインコンセプトをもって市民の合意・協力を得る仕組み及び行動計画を確立する。 (2)交差点の構築展開(ロータリー方式)を図る。 (3)魅力あるトータルデザイン・協力体制づくりにより、国・県等の支援を含む財源確保を強化する。 (4)PDCAによるフィードバック構造を構築する。 | 1 | 都市計画マスタープランは、本市の都市計画の総合的な指針となるもので、個別具体の施策や事業を定めるものではありません。しかしながら、いただいたご意見は重要なことと認識しており、今後、拠点の形成に向けた具体的な取組みを進める際に参考とさせていただきたいと考えます。 |

4

30年～50年先の長期を見据え、地下鉄を誘致する運動を展開する。

1

平成22年2月に地下鉄延伸のための期成同盟会が解散しました。しかしながら、鉄道は公共交通軸として重要な役割を担うことから、本計画では、「駅周辺での都市機能集積とあわせ、乗り継ぎ利便性の向上など公共交通結節機能の強化・充実を図ることで、利用を促進して、現在のサービス水準の維持・強化を図る」こととしています。